

紀南病院経営の改善提案及び今後のあり方に関する検討支援業務 仕様書

本仕様書は、公立紀南病院組合経営の改善提案及び今後のあり方に関する検討支援業務（以下、「本業務」という。）の実施に関して、必要な事項を定めるものである。

1. 業務概要

- (1) 業務名 紀南病院経営の改善提案及び今後のあり方に関する検討支援業務
- (2) 履行場所 紀南病院及び紀南こころの医療センター
- (3) 履行期間 令和7年10月1日から令和8年9月30日（12ヶ月間を想定）

2. 本業務の目的

現在、病院経営を取り巻く環境は、人件費や材料費等の高騰により、極めて厳しい状況にあります。当組合におきましては、これまで13期連続で黒字を計上してまいりましたが、令和6年度決算においては、厳しい業績が見込まれております。

また、各構成市町等が策定している人口ビジョン等においても、将来的な患者数の減少が予測されております。このような状況下において、当組合が保有する医療資源をいかに有効に活用し、地域住民の医療ニーズに的確に対応していくかが、喫緊の課題となっております。

さらに、紀南こころの医療センターは、当組合本院から離れた場所に位置しており、昭和59年に整備された施設であることから、老朽化が進行しております。加えて、未稼働の病床が存在するなどの課題も抱えております。

こうした状況を踏まえ、紀南病院の経営改善に対する提案と紀南こころの医療センターも含めた公立紀南病院組合全体の今後のあり方について、専門的知見を有する医業経営コンサルタント等からの提案を受けることを目的として、本プロポーザルを実施します。

3. 経営改善に向けての当組合の取り組みとの整合性

当組合としても外部環境分析や内部環境分析を進め、経営幹部層において一定の課題は把握しています。今後の厳しい経営環境を踏まえ、全職員参加で複数のWG（ワーキンググループ）を構築し、組織内で意識の共有の浸透とボトムアップによる改善提案を求めています。しかしながら、WG活動は、短期的な経営課題毎に構築された活動で、今後持続的に健全経営を実現していくためには、高次の視点に立っての技術的支援が必要となります。

4. 業務内容

(1) 現状調査・分析及び課題の抽出・改善提案

① 外部環境分析

- (ア) 人口推計・患者推計・顕在的医療需要推計（入院・外来患者数推計）
- (イ) 患者受療動向調査・潜在的医療需要推計（県内患者動向分析・救急搬送データ分析）
- (ウ) 地域医療構想等、国の医療政策動向に基づく当院の役割
- (エ) 周辺医療機関の動向を踏まえた地域の医療機能の課題等（公表DPC分析）

② 内部環境分析

(ア) 経営状況分析・決算書分析

(イ) 診療実施状況分析（人材、施設基準等の機能の分析も含む）

(ウ) (ア) (イ) を元にした病院の強み弱みの抽出

③ 課題の抽出・具体的提案

①②とWGでの整理を踏まえて、課題の整理とその課題をどうやって解決していけばいいかの具体的提案や技術的助言

(2) 公立紀南病院組合全体の将来構想検討

① 紀南病院の規模や機能の検討

(ア) 経営上至適な病床数

(イ) 病棟再編計画等

② 紀南こころの医療センターの規模の検討

③ 紀南病院と紀南こころの医療センターの連携の検討（あり方検討）

(3) 各種会議について

① 院内の各種会議やWGについて、会議への出席を要請することはありませんが、必要に応じてヒアリング等を実施される場合には、調整をいたします。

② 事務局とは必要に応じてWEB会議を行います。

③ その他、会議資料等については求めに応じて提出をいたします。

5. 成果品

(1) 成果品は以下のとおりとし、業務完了日までに電子媒体（DVD-R、USB等）で提出すること。原本はPDFとしますが、経営資料として作業ができるようMicrosoftのWord, Excel, PowerPointでのデータ提出もお願いします。

① 令和7年度

(ア) 「2. 業務内容（1）現状調査・分析及び課題の抽出・改善提案」に関する資料や打合せ記録一式

② 令和8年度

(ア) 公立紀南病院組合全体の将来構想（案）

・ 令和7年度に実施した「2. 業務内容（1）現状調査・分析及び課題の抽出・改善提案」をもとに、将来構想検討委員会（院内メンバーのみで構成）を数回開催する予定です。その結果も踏まえて、公立紀南病院組合全体の将来構想（案）を取りまとめること。

・ なお、当組合は構成市町（田辺市・白浜町・上富田町・みなべ町）による一部事務組合であり、その検証結果等をもとに、各自治体及び議会への説明資料ともなります。

(2) 成果品は全て委託者に帰属することとし、受託者は委託者の承諾を得ずに使用または公表しないこと。

(3) 成果品の納品日は受託者及び委託者が協議の上決定する。

6. その他

- (1) 受託者は、契約締結交渉の際、次の書類を提出すること。
 - ① 工程表
 - ② 担当者一覧表
 - ③ その他、必要に応じて指定する書類
- (2) 本業務は、本仕様書、委託業務契約書及び関係法令に基づき実施するものとし、本仕様書や契約条項に定めのない事項や業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、受託者と当組合とは別途協議を行い、受託者はその指示を受けるものとする。
- (3) 当組合の内部環境調査に必要な資料の提供については、当組合から提供する。
- (4) 近隣の病院の状況など当組合で把握可能なものについても当組合から提供する。
- (5) 構成市町が発行する人口ビジョン等入手可能なものについては当組合から提供する。
- (6) 同様な課題を持つ他の公立病院等で得た知見・ノウハウ等の提供をお願いします。
- (7) 受託者は、業務の進捗に関して、当組合に対して定期的に報告を行うこと。